

育児部分欠勤取扱要綱の制定について（通達）

最終改正 令和 8. 3. 31 例規事第16号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、令和3年1月1日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

記

育児部分欠勤取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、職員が子を養育するため1日を通じて勤務することが困難である場合において、やむを得ず勤務時間の一部について欠勤（以下「育児部分欠勤」という。）するときの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 育児部分欠勤の対象となる子の範囲

育児部分欠勤の対象となる子は、小学校就学の始期から満9歳（障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子は満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの子とする。

なお、子については、実子及び養子のほか、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親である職員に委託されている子及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子を含むものとする。

3 育児部分欠勤をすることができる職員

育児部分欠勤をすることができる職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

4 育児部分欠勤の取得可能時間及び単位

1日を通じて2時間（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第44条の2第1項の規定による介護時間を承認されている職員については、1日につき2時間から当該介護時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

5 育児部分欠勤の請求手続等

- (1) 育児部分欠勤の承認を受けようとする職員は、育児部分欠勤をしようとする期間の初日の前日までに、警察事務システム（以下「システム」という。）により所属長に請求するものとする。この場合において、当該職員は、育児部分欠勤が必要な一定の期間（おおむね3箇月間）について、あらかじめ包括的に請求することができるものとする。
- (2) 所属長は、育児部分欠勤の請求があった場合で、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、システムにより次に掲げる証明書類（写し）の提

出を求めることができるものとする。

- ア 住民票、母子手帳
- イ 身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ウ 障害福祉サービス受給者証
- エ 自立支援医療受給者証
- オ 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）に基づく（障害児）入所受給者証等
- カ 精神障害又は発達障害があることを示す医師の診断書等
- キ 上記のものに準じるもの

(3) 所属長は、育児部分欠勤の請求があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認し、当該職員に対してその旨をシステムにより通知するものとする。

6 育児部分欠勤の承認の失効

育児部分欠勤の承認は、次に掲げる場合にその効力を失う。

- (1) 育児部分欠勤をしている職員が産前の特別休暇を始め、又は出産（妊娠満12週以後の分べん（死産を含む。）をいう。）した場合
- (2) 育児部分欠勤をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- (3) 育児部分欠勤に係る子が死亡した場合
- (4) 育児部分欠勤に係る子が職員の子でなくなった場合。この場合において「職員の子でなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 職員と育児部分欠勤に係る子が離縁した場合
 - イ 職員と育児部分欠勤に係る子の養子縁組が取り消された場合
 - ウ 職員と育児部分欠勤に係る子の親族関係が民法（明治29年法律第89号）第 817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合

7 育児部分欠勤の承認の取消し

所属長は、育児部分欠勤をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該育児部分欠勤の承認を取り消すものとする。

- (1) 育児部分欠勤に係る子を養育しなくなったとき。この場合において「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 職員と育児部分欠勤に係る子とが同居しないこととなった場合
 - イ 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、育児部分欠勤の期間中、当該育児部分欠勤に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
 - ウ 職員が育児部分欠勤に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- (2) 所属長が、育児部分欠勤をしている職員について当該育児部分欠勤の承認を取り消し、引き続き当該育児部分欠勤に係る子以外の子に係る育児部分欠勤を承認しようとするとき。
- (3) 育児部分欠勤をしている職員が、承認された当該育児部分欠勤の全部又は一部について、その取消しを請求しようとするとき。

8 子が死亡した場合等の届出

(1) 育児部分欠勤をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨をシステムにより、所属長へ届け出るものとする。

ア 育児部分欠勤に係る子が死亡した場合

イ 育児部分欠勤に係る子が職員の子でなくなった場合

ウ 育児部分欠勤に係る子を養育しなくなった場合

(2) 所属長は、養育状況変更届を受理した場合で、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対してシステムによる証明書類の提出を求めることができるものとする。

9 給与の取扱い

育児部分欠勤の期間中は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額するほか、昇給、手当の算定その他の給与上の取扱いについては、条例及び職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6-2）の定めるところによるものとする。

10 育児部分欠勤期間中における特別休暇等の取扱い

所属長は、育児部分欠勤期間中に特別休暇等の事由が生じた場合は、当該育児部分欠勤を取り消し、特別休暇等を承認することができる。

11 勤務記録簿の取扱い

育児部分欠勤中の勤務記録簿の表示は、「部欠」とする。

12 その他

事務管理課長は、必要に応じて、各所属における育児部分欠勤の取扱状況等について確認するものとする。